一般社団法人聖路加看護学会
看護実践科学研究助成基金研究助成細則

（本細則の目的）
第１条　本細則は、一般社団法人聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金における研究助成（以下「研究助成」という）に必要な事項を定める。

（研究助成の趣旨）
第２条　本研究助成は、看護実践科学研究の推進を目指し、看護実践の向上と看護学の発展に寄与することを目的とする。

（研究助成の対象者）
第３条　研究助成の対象者は、本学会の会員とする。申請にあたっては、研究代表者（申請者）は、申請年度の会費納入を済ませていなければならない。

（助成対象研究）
第４条　助成の対象となる研究課題は、看護実践の向上に寄与するものでなければならない。

（研究助成の実施および額）
第５条　各年度における研究助成の実施および研究助成の額は理事会で決定する。

（助成金の使用期限と会計報告）
第６条　前条で決定した研究助成金は、決定時から翌年の３月末までに執行し、年度末に会計報告を行う。

（研究助成事業の執行）
第７条　研究助成事業は学術交流委員会がこれを執り行う。

（募集期間）
第８条　前条による研究助成事業の執行のため、助成対象研究の募集を行う。
（１）助成対象研究の募集は本学会ホームページにて実施する。
（２）募集期間は約２カ月の期間を充てる。

（申請手続）
第９条　研究助成を願うものは、次の手続きを行うものとする。
（１）本学会所定の申請書に必要事項を記入し、正１部を学術交流委員会まで郵送する。なお、提出された申請書は返却しない。
（２）申請書には研究対象となる看護実践に関する既存研究の検討内容を含める。
（３）申請書は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロまたは手書きで記入する。なお、様式は、【Word Windows 版】【PDF ファイル（手書き用）】とする。

（審査および選考）
第 10 条　助成対象研究の選考は、研究助成選考委員 4 名で構成する「一般社団法人聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金選考委員会」（以下「選考委員会」という）

が行う。

（1） 審査委員は、会員の中から学術交流委員会にて選出し理事長が委嘱する。
（2） 審査委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
（3） 審査委員が、申請のあった研究の代表者あるいは共同研究者である場合には、その研究の審査を行うことができない。
（4） 学術交流委員会は、選考委員会を開催し、運営する。
（5） 学術交流委員長は、申請状況、選考結果および研究助成の対象者を理事会に報告し、承認を得る。

（研究助成金の支給）

第 11 条　研究助成金は、前条第４号による研究助成対象者が有効に用いることができるよう、すみやかに支給する。

（1）選考結果の承認後は速やかに研究助成申請者への採否の通知を書面にて行う。
（2）研究助成金は、受諾の誓約書を受理した後に送金する。
（3）研究助成金の送金先は、日本国内の銀行口座に限る。

（助成金の使途）

第 12 条　助成金は、研究計画書（申請書）の記載通りに使用することを原則とする。

（1）使途は、研究に要する経費（備品費、消耗品費、旅費、謝金、その他（郵送費、印刷製本費、会議費等））とする。

（研究結果の報告）

第 13 条　研究助成を受けた者は、実績報告のほか、研究の成果を一般社団法人聖路加看護学会学術大会において報告し、同学会誌上で公表しなければならない。

（1）研究助成を受けた者は、実績報告書を 2 部、助成期間終了時に本学会に提出しなければならない。
（2）助成対象となった研究の成果は、実績報告書を提出する年に開催される本学会学術大会において発表しなければならない。
（3）助成対象となった研究の成果は、実績報告書を提出後 2 年以内に一般社団法人聖路加看護学会学会誌に投稿しなければならない。
（4）申請者が研究を継続できなくなった場合、およびやむを得ない理由で（1）～（3）を行なえない場合は、速やかに理事長に書面で報告しなければならない。

（助成金の返還）

第 14 条　前条の第２号、第３号、第４号が決められた期日内に実施されない場合、理事会における審議を経て、助成金の返還などの対応を求めることがある。

（細則の改廃）

第 15 条　この細則の改廃は、聖路加看護学会理事会がこれを行う。

附 則　本内規は、聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金事業の開始した 2010 年度からこれを施行する。

附 則　本内規は、2011 年度からこれを施行する。(5. 助成金の使用期限と会計報告の変更, 11. 研究結果の報告（1）および（2）の追加)

附 則　本内規は、2011 年 11 月 28 日からこれを施行する。(6. 募集期間を２ヵ月から約２ヵ月に変更)

附 則　本内規は、2012 年 11 月 2 日からこれを施行する。(11. 研究結果の報告(2)を「原

則として、研究成果は本学会誌に投稿する。」から「演題発表後 1 年以内に、本学会誌に投稿する」に変更）

附 則 本内規は細則とし、2016 年 5 月 20 日からこれを施行する。（法人化により「聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金『研究助成』内規」から「一般社団法人聖路加看護学会看護実践科学研究助成基金研究助成細則」に変更）（法人化に伴う改定の主な点は次のとおりである：①学術交流委員会が本事業の運営を執り行うことを明記した。②理事長が選考委員を委嘱することを明記した。③理事長が研究助成対象者を承認することを明記した。④助成金の返還についての条項を設けた。⑤細則の改廃は理事会で行うことを明記した。）

附 則 本細則は、2022 年 10 月 28 日からこれを施行する。（①第 9 条の重複を正し第 10 条以降の番号を修正した。②第 10 条（５）を「学術交流委員長は、申請状況、選考結果および研究助成の対象者を理事会に報告し、承認を得る。」とし、（６）を削除した。③助成を受けた研究成果の本学会学会誌への投稿期限を実績報告書提出後 2 年以内とした。④第 10 条「（４）申請者が研究を継続できなくなった場合は、共同研究者が責任をもって報告しなければ ならない。」を「研究を継続できなくなった場合、およびやむを得ない理由で（１）～（３）を行なえない場合は、速やかに理事長に書面で報告しなければならない。」とした。